

100 単位

木 事業所評価加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り 1 月につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣の定める基準の内容は以下のとおり。

- 口、ハ又はニに掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て選択的サービスを行っていること。
- 評価対象期間（原則として毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間とする。ただし、口、ハ又はニに掲げる施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た初年においては、当該届出をした日から同年 12 月 31 日までの期間とする。以下同じ。）における当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用実人員数が 10 名以上であること。
- 次の(2)を(1)で除した割合が 2 を超えること。
 - (1) 評価対象期間において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の提供する選択的サービスを 3 月以上の期間利用し、かつ、当該サービスを利用した後、更新・変更認定を受けた者の数
 - (2) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる更新・変更認定において、更新・変更認定前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者（指定介護予防支援事業者において、介護予防サービス計画に定める目標に照らし、当該介護予防サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。）の数に、要支援状態区分の変更の程度に応じて次に定める数を乗じた数を加えたもの
 - a 更新・変更認定前の要支援状態区分が要支援 2 の者であつて、更新・変更認定後の要支援状態区分が要支援 1 となったもの又は更新・変更認定前の要支援状態区分が要支援 1 の者であつて、更新・変更認定において非該当となったもの 5
 - b 更新・変更認定前の要支援状態区分が要支援 2 の者であつて、更新・変更認定において非該当となったもの 10

〈従来型個室〉

〈多床室〉

〈従来型個室〉

〈多床室〉

〈ユニット型個室〉

〈ユニット型準個室〉

〈ユニット型個室〉

〈ユニット型準個室〉

8 介護予防短期入所生活介護費(1日につき)

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

(-) 单独型介護予防短期入所生活介護費 (I)	
a 要支援1	478単位
b 要支援2	597単位

(2) 単独型介護予防短期入所生活介護費 (II)

a 要支援1	522 单位
b 要支援2	653 単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費

(-) 併設型介護予防短期入所生活介護費 (I)	
a 要支援1	450単位
b 要支援2	563単位

(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費 (II)

a 要支援1	500 单位
b 要支援2	619 単位

□ ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(-) 单独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (I)	
a 要支援1	557単位
b 要支援2	681単位

(2) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (II)

a 要支援1	557 单位
b 要支援2	681 単位

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

(-) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (I)	
a 要支援1	526単位
b 要支援2	657単位

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (II)

a 要支援1	526 单位
b 要支援2	657 单位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活

介護事業所（指定介護予防サービス基準第〇条第〇項に規定する指定介護予防短期生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第〇項の規定の適用を受けるもの及び同条第〇項に規定する併設事業所を含む。）において、指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス基準第〇条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置しているもの（利用者の数（指定介護予防サービス基準第〇条第〇項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所又は第〇条に規定する併設事業所である指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、利用者の数及び同条第 2 項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定介護予防サービス基準第〇条第〇項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の数の合計数。以下この注において同じ。）が 100 を超える 指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護予防サービス基準第〇条第〇号に規定する常勤換算方法をいう。介護予防特定施設入居者生活介護費の注 2 において同じ。）で利用者の数を 100 で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所について、1 日につき 12 単位を所定単位数に加算する。
- 3 口について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 日中においては 1 ユニット毎に常時 1 人以上の看護職員又は介

護職員を置くこと。

※ 2ユニット毎に1人以上の夜勤職員を配置していることについては、夜勤職員の基準（注1）で減算。

ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うこと
が必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

5 次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入所生活介護費又は併設型介護予防短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）又は併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定介護予防サービス基準第〇条第〇項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注〇の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の規定により、注〇の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注〇の規定による届出があったものとみなす。

7 利用者が連續して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所生活介護については、介護予防短期入所生活介護費は、算定しない。

八 栄養管理体制加算

(1) 管理栄養士配置加算

12単位

(2) 栄養士配置加算

10単位

注 1 (1) については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所生活介護事業所であること。

2 (2) については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所生活介護事業所であること。

二 療養食加算

23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(-) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1)

a 要支援 1 558 単位

b 要支援 2 698 単位

(2) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)

a 要支援 1 617 単位

看護・介護<3:1>

<従来型個室>

<多床室>

〈ユニット型個室〉

〈ユニット型準個室〉

b 要支援 2	771 単位
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (1 日につき)	
(-) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (I)	
a 要支援 1	624 単位
b 要支援 2	780 単位
(ニ) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (II)	
a 要支援 1	624 単位
b 要支援 2	780 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防サービス基準第〇条第〇項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス基準第〇条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1 日につき 30 単位を所定単位数に加算する。

3 (2) について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
イ 日中においては 1 ユニット毎に常時 1 人以上の看護職員又は介

護職員を置くこと。

※ 2ユニット毎に1人以上の夜勤職員を配置していることについては、夜勤職員の基準（注1）で減算。

- ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

5 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注〇から注〇までの規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注〇の規定による届出があつたものとみなす。

7 利用者が連續して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

(-) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (-)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(4) 療養食加算

23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(一) 緊急時治療管理 (1日につき)

500 単位

注 1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。

3 同一の利用者について1月に1回を限度として算定する。

(二) 特定治療

老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条第3項に規定する保険医療

機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(-) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)

i 要支援1	534 単位
ii 要支援2	667 単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)

i 要支援1	618 単位
ii 要支援2	772 単位

(2) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)

i 要支援1	498 単位
ii 要支援2	622 単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)

i 要支援1	582 単位
ii 要支援2	727 単位

(3) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)

a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)

i 要支援1	473 単位
ii 要支援2	591 単位

b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)

i 要支援1	557 単位
ii 要支援2	696 単位

(2) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日に
つき）

(-) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 要支援1	625 単位
b 要介護2	781 単位

(-) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)

看護<6：1>介護<4：1>
<従来型個室>

<多床室>

看護<6：1>介護<5：1>
<従来型個室>

<多床室>

看護<6：1>介護<6：1>
<従来型個室>

<多床室>

<ユニット型個室>

<ユニット型準個室>

a 要支援 1	625 単位
b 要支援 2	781 単位

注 1 療養病床（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (1)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
- イ 日中においては 1 ユニット毎に常時 1 人以上の看護職員又は介護職員を置くこと。
 - ※ 2 ユニット毎に 1 人以上の夜勤職員を配置していることについては、夜勤職員の基準（注 1）で減算。
 - ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 病院療養病床療養環境減算 (I)	25 単位
□ 病院療養病床療養環境減算 (II)	85 単位

- 上記減算及び当該減算に係る経過措置について、口に係るものは平成 20 年 3 月末をもって、ハに係るものは平成 19 年 3 月末をもつて廃止する。

4 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1 日につき 12 単位を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) 23 単位

ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) 14 単位

ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) 7 単位

6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

7 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)又は病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状

況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注〇及び注〇の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注〇の規定による届出があつたものとみなす。

9 利用者が連續して 30 日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算	12 単位
(二) 栄養士配置加算	10 単位

注 1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を 1 名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を 1 名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(4) 療養食加算

23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。